



TABUSE

広報たぶせ

Public Relations No.1054



7

2024

— 田布施農工高等学校『さのぼり』

～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち 田布施

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金 (住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯、こども加算)について

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担の軽減を図るため、これまで臨時的に、所得に応じ様々な給付金を支給してきました。

令和5年度には、住民税非課税世帯に7万円、均等割のみ課税世帯に10万円の給付を行いました。今回は、令和5年度に受給された世帯以外で、新たに下記の①②に該当となった世帯に給付金を支給します。

対象世帯および支給額

- 田布施町に住民登録がある世帯(令和6年6月3日時点)で、新たに下記の①または②となった世帯に1世帯あたり10万円を支給します。

①世帯全員の住民税が非課税の世帯

②上記①以外の世帯で、世帯全員の住民税所得割が課せられていない世帯(均等割のみ課税世帯)

※①②とも世帯全員が、課税者の扶養親族などである場合は対象外です。

◇こども加算について

令和6年6月3日時点で①または②の世帯において扶養されている18歳以下の対象児童(平成18年4月2日以降生まれ)に対して、1人あたり5万円を支給します。

■申請方法

- 対象となる世帯には『低所得者支援給付支給要件確認書』を7月上旬に郵送します。
- 該当世帯と思われるにもかかわらず、確認書が届かない場合は、お問い合わせください。
- 申請手続きについては、送付する案内文書のほか、町ホームページを更新予定です。

■受付開始日 7月8日(月)

■問合せ先(土日祝日除く)

町民福祉課 物価高騰対応重点支援給付金専用
☎ 25-3807

※受付時間は平日午前8時30分～午後5時です。

定額減税に伴う調整給付金については、現在準備中です。該当者には、9月中旬に案内文書を送付予定です。



給付金のサギ(詐欺)に注意!!

田布施町や国が次のことをお願いすることは絶対にありません。

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること



◇麻里府→佐賀の夏季臨時運航ダイヤ

麻里府発	馬島着	馬島発	佐合島着	佐合島発	佐賀着
9:00	9:08	9:09	9:20	9:21	9:29

◇佐賀→麻里府の夏季臨時運航ダイヤ

佐賀発	佐合島着	佐合島発	馬島着	馬島発	麻里府着
9:30	9:38	9:40	9:51	9:52	10:00

問合せ先
熊南総合事務組合
☎ 57・0530

◇問合せ先

※渡船時刻表は町ホームページからも確認できます。

臨時増便の運航期間
7月20日～8月20日の土・日曜日、祝日および8月13日～15日

◇臨時増便の運航期間

馬島・佐合島航路
夏季の臨時増便



『空き店舗などを活用』して『新たに事業を始めよう』とする人を支援します

日本標準産業分類（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められたもの）に掲げる以下の事業

大分類 I - 卸売業、小売業のうち
中分類 56 - 各種商品小売業
中分類 57 - 織物・衣服・身の回り品小売業
中分類 58 - 飲食品小売業
中分類 59 - 機械器具小売業
中分類 60 - その他の小売業
大分類 M - 宿泊業、飲食サービス業のうち
中分類 76 - 飲食店
中分類 77 - 持ち帰り・配達飲食サービス業
大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち
中分類 78 - 洗濯・理容・美容・浴場業
中分類 79 - その他生活関連サービス業

- **補助対象経費および補助金額**
- ◇ **補助対象経費**
改装費および機械設備費
- ◇ **補助率**
補助対象経費の 2 分の 1
- ◇ **補助上限**
100 万円
- **問合せ先**
経済課地域振興係
☎ 52・5805

今年から新たに地域の活性化を図るため、町内の空き店舗などを活用して『新たに事業』を始めようとする人に対し、空き店舗などの改装費や機械設備費にかかる経費の一部の補助し、起業などを支援します。

- **補助の要件**
 - ・ 町内にある空き店舗などを活用して行う事業であること
 - ・ 同一の空き店舗などで行う最初の事業であること
 - ・ 市町村税などの滞納がないこと
 - ・ 3 年以上継続して営業または運営する事業であること
 - ・ 空き店舗などにおいて提供する事業は左表に定める事業および町長が必要と認める事業であること
 - ・ 週 4 日以上かつ 1 日につき 5 時間以上営業または運営する事業であること
 - ・ 田布施町商工会員または田布施町商工会員となる見込みがある人が行う事業であること

『ジュニアものづくりラボ』の参加者を募集します

田布施農工高等学校と町が連携し、地方創生事業としてレーザーカット加工機やマイコン（マイクロコンピュータ）を使ったワークショップ『ジュニアものづくりラボ』を行います。

『ものづくり』とは、ものづくりが大好きで想像力豊かな人たちが親しみを持って呼び合う田布施オリジナルの合言葉です。ぜひ、気軽にご参加ください。

◇ものづくりコース

キーホルダーやネームプレートなど、自分でスケッチしたアイデアを CAD でトレースして、最先端の『ファイバーレーザー加工機』を操作して、1 枚の金属板からオリジナルグッズを製作します。

◇ロボットコース

コントロール基板のはんだ付けから 3D プリントボディの組立てや配線、制御プログラムまでを体験し、『ミニ相撲ロボット』を製作します。

■開催日時

8 月 1 日（木）・2 日（金）
午後 1 時～午後 4 時
（受付は午後 0 時 45 分～）

※ 2 日間のプログラムのため、両日参加が必須です。

■会場

田布施農工高等学校 機械制御科実習棟

■ **対象者** 町内在住の中学生

※ 保護者の見学も可能です。

■募集定員

◇ **ものづくりコース** 10 人程度

◇ **ロボットコース** 6 人程度

※ 応募多数の場合は抽選とし、結果については別途お知らせします。

■ **参加費** 500 円

※ 当日受付時に徴収します。

■持参物

ノート、筆記用具、上履き、アイデア

スケッチ（ものづくりコースのみ）

■申込方法

チラシ下部の参加申込欄に必要事項を記入し、申込む。

※ チラシは企画財政課（2 階⑩窓口）で配布しているほか、町ホームページにも掲載しています。

■ **申込期限** 7 月 22 日（月）

■ **申込み・問合せ先**

企画財政課企画係

☎ 52・5803

■制度改正に伴う申請手続きについて

申請が必要と思われる人には、9 月上旬に申請書などを郵送します。別居しているなどの理由により高校生相当の子を児童手当の対象児童としていない人は、申請書などの送付が行われないため、児童係まで連絡してください。また、大学生年代の子を算定数に含む場合は、別に『確認書』が必要となります。『確認書』は児童係にあります。

公務員は、職場での申請となりますので、直接職場に確認してください。

申請が必要な人

- ・所得上限超過により、令和 6 年 9 月分の手当を受給していない人
 - ・令和 6 年 9 月分の手当を受給しており、対象となる高校生年代の児童について、過去に田布施町で手当を受給したことがない人
- ※過去に対象児童として受給していたが、諸事情により養育しなくなった場合は、支給対象児童から除外されているため、その児童を再度養育することになった人も申請してください。
- ・末子が高校生年代以上であり、令和 6 年 9 月分の手当を受給していない人(一人っ子を含む)
 - ・令和 6 年 9 月分の手当を受給しており、大学生年代(18 歳の年度末～22 歳の年度末)の子がおり、かつ、子が 3 人以上いる人
- ※『確認書』が必要です。大学生年代が就職し収入がある場合でも、主たる生計維持者が生活費の相当部分を負担していれば養育しているものと見なします。

申請が不要な人

- ・令和 6 年 9 月分の手当を受給しており、所得制限超過により児童 1 人あたり 5,000 円である人
- ・令和 6 年 9 月分の手当を受給しており、中学生以下の児童のみがいる人で第 3 子以降増額を受ける人
- ・令和 6 年 9 月分を所得制限内で受給しており、中学生以下の児童のみがいる人

令和 6 年 9 月分の手当受給の有無は、令和 6 年 10 月 10 日に児童手当が指定口座に振り込まれているか確認してください。

所得制限の撤廃

所得制限を撤廃して、すべての児童に児童手当を支給します。

※制度改正後、所得制限は撤廃されますが、生計を維持する程度が高い人の審査のため、所得審査は引き続き行います。

支給対象年齢の引き上げ

児童手当の支給対象年齢を高校生年代(※)まで引き上げます。

※『高校生年代』は 18 歳になる年度の 3 月末までの子が対象です。

第 3 子以降の加算要件の変更

第 3 子以降の加算対象の拡充

0 歳～小学生までとしていた対象を、
0 歳～高校生年代までに拡充します。

支給額

第 3 子以降の支給額を 15,000 円から 30,000 円に増額します。

第 3 子加算となる子の算定方法の変更

児童手当の受給者が生活費など経済的な負担をしている大学生年代(22 歳になる年度の 3 月末まで)の子を算定の数に含み、大学生年代の子から数えて 3 番目以降の子を加算対象とします。

※第 1 子が『22 歳の年度の 3 月末』を超えると、第 2 子が『第 1 子』扱いになります。

児童手当の支給月の変更

制度の変更後の児童手当の支給は、令和 6 年 12 月(令和 6 年 10 月分・11 月分の 2 か月分)から始まり、以降、偶数月に 2 か月分を支給します。

＝ 制度変更後の支給月 ＝
令和 6 年 12 月、令和 7 年 2 月、4 月
6 月、8 月、10 月、12 月

特別児童扶養手当の所得状況届について

特別児童扶養手当を受給している人は町から案内を送付しますので、必要書類を添付し、所得状況届を提出してください。この届出に基づき、受給資格や所得などを確認し、その年の8月から翌年7月までの手当の支給要否を認定します。

所得状況届の提出がない場合、手当の支払いが受けられないことがありますのでご注意ください。

■提出期間

8月9日（金）～9月11日（水）

■受付場所・問合せ先 町民福祉課 児童係（1階③窓口）☎ 52-5810

児童扶養手当受給者の現況届について

8月は「児童扶養手当現況届」の提出月です。

ひとり親家庭などで現在児童扶養手当を受給している人に現況届の案内をお送りします。現況届は8月1日現在の状況や前年の所得などを確認し、受給資格を審査するものです。

提出期限までに手続きをされない場合、11月以降の手当の支払いが受けられないことがありますのでご注意ください。

※なお、前年度の現況届が未提出の人は、今年度分と併せて早急に提出をお願いします。

■受付期間 8月1日（木）～30日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

■受付場所・問合せ先 町民福祉課 児童係（1階③窓口）☎ 52-5810

『あなたの「もう一つの居場所」になれば、いいな。』

～ ゆうなんこども家庭支援センターの『こども食堂』をご紹介します～

中高生カフェ

ポコ・ア・ポコ

あなたのしたいことはなんですか？勉強？ゆっくりしたい？おしゃべりしたい？



いつでも好きな時間に利用できます。

◇対象

中高生

◇開催日／会場

- ・毎月第4土曜日／田布施町保健センター
- ・毎月第4日曜日／平生町曾根地域交流センター

◇時間

午前11時～午後4時

◇利用について

- ・無料で、食事（カレー：15食、お持ち帰りはできません）やお菓子、飲み物を用意しています。
- ・アレルギー食への対応は行っていません。

ら・ら・ら みんな食堂

食事のあとは、おもちゃで遊んだり、お母さん・お父さんたちがおしゃべりしたり、みんなが笑顔になれる食堂です。



◇会場

ゆうなんこども家庭支援センター『ポコ・ア・ポコ』（平生町曾根 10126-2）

◇開催日 毎月第3土曜日

◇時間 午前11時30分～午後3時

◇利用について

- ・無料で利用できますが、電話予約が必要です。
- ・食事（カレー）は限定30食です。お持ち帰りはできません。
- ・アレルギー食への対応は行っていません。
- ・室内用運動靴を持参してください。

※電話予約は、毎月第3月曜日（休日の場合は、翌日火曜日）から受け付けます。

予約
問合せ先

ゆうなんこども家庭支援センター『ポコ・ア・ポコ』（平生町曾根 10126-2）
☎ 0820-56-7300（平日 午前9時～午後5時）

乳幼児・子ども医療費、ひとり親家庭医療費受給者証の手続きについて

下記の日程で、乳幼児・子ども医療、ひとり親家庭医療費受給者証の新規申請、更新申請を受付けます。
該当する人は、受付期間内に申請手続きをしてください。

	乳幼児・子ども医療費助成制度		ひとり親家庭医療費助成制度	
	新規	更新	新規	更新
受付期間	随時受付	自動更新のため 手続き不要※ 1	随時受付	7月12日(金)～ 7月31日(水)※ 2
手続きに 必要なもの	子どもの健康保険証		助成対象者全員分の健康保険証	

◇乳幼児・子ども医療費の更新(上表※ 1)

すでに受給している人は、自動更新となりますので手続きは不要です。対象者には7月末頃に新しい受給者証を送付します。

◇ひとり親家庭医療費の更新(上表※ 2)

上表の日程での更新申請を受付けます。対象者には、案内文書を送付しますので手続きをお願いします。

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く)

■受付窓口・問合せ先 町民福祉課 福祉係(1階④窓口) ☎ 52-5810

■『乳幼児・子ども医療費助成制度』とは

0歳～高校3年生までの子どもの医療費の一部を助成する制度です。所得制限はありません。

※高校3年生までの相当年齢の人であっても就労している人・結婚している人は、対象外となります。
該当する人は、町民福祉課福祉係まで申し出てください。

■『ひとり親家庭医療費助成制度』とは

18歳までの子どもを養育するひとり親世帯の父・母・養育者と子どもの医療費の一部を助成する制度です。所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

◇所得要件

世帯の令和6年度の市町村民税が非課税の世帯が対象です。ただし、中学生以下の子どもがいる場合は1人あたり19,800円、16歳～18歳の子どもがいる場合は1人あたり7,200円を、父・母・養育者の所得判定額に加算し判定します。

※令和6年度の定額減税後の所得割で所得判定を行います。

令和5年度情報公開などの運用状況

☎総務課 総務係 ☎ 52-5802

■情報公開制度

実施機関	開示請求件数	請求に対する 決定件数
町長	30件	公開 18件
		一部公開 6件
		文書不存在 14件
教育長	4件	文書不存在 4件

町政に対する町民の理解および信頼を確保し、町民の行政への参加の促進を図るために実施している『情報公開制度』と、個人の権利利益の保護を図るために実施している『個人情報保護制度』の令和5年度の運用状況をお知らせします。

■個人情報保護制度

実施機関	開示請求件数	請求に対する 決定件数
町長	2件	公開 2件

※請求件数と決定件数の相違については、1件の請求に対し、複数の決定を行ったためです。

7月は『社会を明るくする運動』の強調月間です ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

第74回『社会を明るくする運動』の強調月間に先立ち、町内の保護司と町更生保護女性会の皆さんが、6月20日に総理大臣からのメッセージを町長へ伝達しました。

『社会を明るくする運動』は、どなたでも参加することが出来る立ち直りを支援する活動です。

犯罪や非行からの立ち直りのためには、更生に向けて努力する人の未来を信じて、その『変わっていく時間』とともに寄り添う人たちの存在が必要です。

一人ひとりが考え、理解し、行動することで、立ち直りの支援の輪が広がっていきます。

自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直ろうとしている人たちへのご理解・更生保護ボランティアの活動へのご協力をよろしくお願いします。

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810



▲総理大臣メッセージ伝達式（町長室）

法務省ホームページ▶
QRコード



『樋門』や『陸こう』の注意点

問建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

田布施町内にある樋門の近くは、大雨により水の流が早くなったり、急な増水があったりします。梅雨の時期や台風シーズンは特に危険ですので、周囲で子どもたちが遊ばないように注意をお願いします。

また、陸こう（ゲート）は川や海が増水した時に堤防の役割を果たすものです。平時は通行のために開けることができますが、通行後に閉めるのを忘れないようにしましょう。

▼鳥越樋門



▼田布施川陸こう



蜜蜂転飼許可申請書の提出について（令和7年次分）

蜂蜜などを販売することを目的として住所地以外の場所で蜜蜂を飼育する人は、蜜源の有効活用や競合を未然に防ぐため、山口県蜜蜂転飼条例に基づき、あらかじめ転飼場所や飼育期間を記入した『蜜蜂転飼許可申請書』を提出し、事前に許可を受ける必要があります。



◇提出書類

・『蜜蜂転飼許可申請書』

※様式は経済課農林振興係で受け取ることができます。

許可を受けようとする群数に応じて手数料が必要です。

※転飼場所1か所につき、1群あたり150円。16群以上は一律2,300円。

◇提出期限

10月4日（金）

◇申請に係る留意事項

蜜源の競合を避けるため、経済課農林振興係への提出前に必ず、転飼先の山口県養蜂農業協同組合支部長に対して9月13日（金）までに申請内容の確認依頼を行ってください。

◇提出先

経済課農林振興係

※蜜源の競合がなく、支部長確認印を受領した令和6年次分の申請書を提出する。

◇その他

・詳細な手続きについては、経済課農林振興係または柳井農林水産事務所畜産部にご相談ください。

・支部長確認印のない申請や提出期限を過ぎた申請については許可できない場合があります。

◇問合せ先

・経済課農林振興係

☎ 52・5805

・柳井農林（水産）事務所畜産部
☎ 22・2416

後期高齢者医療制度 および

国民健康保険加入者 の皆さんへ 問健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者証などの更新について

【有効期限 7月31日（水）】

◇現在、交付している『後期高齢者医療被保険者証』および『国民健康保険被保険者証』、『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（※）』の有効期限は7月31日（水）です。新しい被保険者証などを7月中に簡易書留郵便で送付します。なお、古い被保険者証などは8月1日（木）以降使用することができませんので、各自で処分してください（返却不要）。

◇国民健康保険加入者で以下の年齢に到達する人は、有効期限が異なります。有効期限が12月1日より前の人には、有効期限までに保険証を郵送します。

- ・70歳に到達する人 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（※）となるため

- ・75歳に到達する人 後期高齢者医療制度に加入となるため

※医療機関などでの自己負担割合（2割、3割）を示す証が、被保険者証と一体化した証です。70歳の誕生日の翌月1日（誕生日が1日の人はその日）より使用することができます。75歳の誕生日に後期高齢者医療制度へ移行するまでの間、交付されます。年度途中に70歳になる人には、随時送付します。

◇紙の被保険者証は12月2日（月）以降廃止され、新規の発行および再発行が終了します。ただし、紙の被保険者証が廃止される12月2日以降も、今回お送りする被保険者証の有効期限が切れるまでは引き続き使用することができますので、廃棄しないようご注意ください。

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証について

◇医療費が高額となった場合、これらの認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う負担額が法定の自己負担限度額までとなります。

※認定証の交付を受けずに医療費を支払った場合は後日、自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給します。

◇オンライン資格確認が可能な医療機関などにおいては、保険証の利用登録をされたマイナンバーカード（マイナ保険証）を医療機関の窓口に表示することで、これらの認定証がなくても、窓口で支払う負担額が法定の自己負担限度額までとなります。

現在認定証をお持ちの人

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日（水）です

①後期高齢者医療制度に加入している人

8月以降も負担区分が変更のない人には、7月中に新しい認定証を送付します。更新手続きは不要です。ただし、前年の所得などにより負担区分が判定できない人、負担区分が変更になる人は手続きが必要です。該当者には山口県後期高齢者医療広域連合より『勸奨通知』が送付されます。通知が届いた人で認定証が必要な場合は健康保険課（1階⑥窓口）までお越しください。

②国民健康保険に加入している人

住民税非課税世帯の人または70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上の人で自己負担割合が3割かつ住民税の課税所得が145万円以上690万円未満の人で、令和6年度もこれらの認定証が必要な人は申請が必要です。期限内に必ず更新の手続きをしてください。

更新手続き

- ◇期間 8月1日(木)～8月30日(金)(土日、祝日を除く)
- ◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ◇必要なもの
 - ・令和6年度の国民健康保険被保険者証
 - ・現在交付されている限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証
 - ・『マイナンバーカード』または『マイナンバーが分かるものおよび本人確認書類(運転免許証など)』

新規に認定証の交付を希望する人

認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受付けていますので、必要な人は手続きをしてください。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

※同一世帯内に住民税の申告などをしていない人がいる場合は、負担区分の判定ができません。健康保険課にご相談ください。

申請手続き

■対象となる人

◇限度額適用認定証

- ・70歳未満の国民健康保険加入者
- ・70歳以上で、自己負担割合が3割かつ住民税の課税所得が145万円以上690万円未満の国民健康保険加入者または後期高齢者医療保険加入者

※同一世帯の被保険者の課税状況も考慮し、判定します。

◇限度額適用・標準負担額減額認定証

- ・同一世帯の国民健康保険加入者および世帯主の全員が住民税非課税である国民健康保険加入者
- ・同一世帯の全員が住民税非課税である後期高齢者医療保険加入者

※入院時の食事代も減額されます。

■必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・『マイナンバーカード』または『マイナンバーが分かるものおよび本人確認書類(運転免許証など)』

長期該当の申請について

現在、適用区分が『オ』（70歳未満の人）または『区分Ⅱ』（70歳以上の人）に該当する人で、過去1年間に於ける『オ』または『区分Ⅱ』に該当する期間中の入院日数が91日以上の場合は、申請することで食事代がさらに減額される場合があります（長期該当）。申請の際は、病院の領収書など入院日数の分かる書類を持参してください。

なお、マイナ保険証により限度額の適用を受けている人であっても、長期該当による食事代の減額を受ける場合は申請が必要ですのでご注意ください。

被用者保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など）や国民健康保険組合に加入している人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

国民健康保険一部負担金の減免などについて

問健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

災害や収入の減少などの特別な事情により、医療機関での一部負担金（自己負担額）の支払いが困難な人で、申請により必要と認められた場合は、一部負担金の減額や徴収猶予の措置を受けることができます。詳細は、健康保険課保険年金係にお問い合わせください。

ヘルスメイト(食生活改善推進員)養成講座受講者募集！

問保健センター ☎ 52-4999

ヘルスメイトとは、『私達の健康は私達の手で』をスローガンに食生活の改善や健康づくり活動を推進するボランティアです。地域の皆さんへの食育アドバイザーとして、元気で活力のある町づくりの推進力となっています。今年度、下記の日程でヘルスメイト養成講座を開催します。講座終了後は学んだことを活かして、地域のボランティア活動に参加してみませんか。食や健康に興味のある人はぜひお申込みください。

■受講料

2,000 円（調理実習費 4 回分）

■対象

健康づくりに関心がある町民（年齢、性別は問いません）

※講座終了後、ヘルスメイトとして地域の食育活動に参加できる人

■募集人数 概ね 15 人

■場所

西田布施公民館

※初回のみ保健センター（役場西側）

■申込期限 9 月 30 日（月）

■申込み・問合せ先

保健センター ☎ 52-4999

■日時（全 5 回 9 時 30 分～午後 2 時 30 分）

10 月 23 日（水）	開講式 ヘルスメイトと健康づくり
11 月 27 日（水）	食事バランス、調理実習
12 月 18 日（水）	食品衛生、調理実習
1 月 22 日（水）	生活習慣病予防、調理実習
2 月 19 日（水）	閉校式 ヘルスメイト活動紹介 調理実習

※全日程を終了した人に、修了書をお渡しします。
欠席の場合は、補講を行うこともできますのでお気軽にご相談ください。

『たぶせ健康マイレージ』に参加しましょう！

『たぶせ健康マイレージ』は町民の皆さまの健康づくりを応援する取り組みです。

『けんしん』を受け、健康づくり活動への参加や生活改善に向けた取り組みを行うことでポイントを獲得し、参加賞と交換できます。

■実施期限

令和 7 年 3 月 31 日（月）

■対象者

18 歳以上で田布施町に在住、在勤の人

■参加賞

- ・体重の変化や健康の実践の記録ができる『健康ノート』
- ・やまぐち健康マイレージ協力店に提示すると、割引などのサービスが受けられる『特典カード』など

※協力店などの一覧は、『健康やまぐちサポートステーション』ホームページ（右記 QR コード）で確認してください。



■参加方法

◇スマートフォンアプリでの参加

- ①『やまぐち健幸アプリ』をインストールします。
- ②『けんしん』の受診や健康づくりなどに取り組み、ポイントを貯めます。
- ③ポイントが貯まったら、アプリを保健センターでご提示ください。

◇チャレンジシートでの参加

- ①チャレンジシートは回覧にて各戸配布します。お持ちでない人は、保健センター・健康保険課・各公民館などに備付けのチャレンジシートを受け取ってください。
- ②『けんしん』の受診や健康づくりなどに取り組み、35 ポイントを貯めます。
- ③チャレンジシートを保健センターに提出してください。

■問合せ先

保健センター
☎ 52-4999

男性の料理教室のご案内 ～田布施町食生活改善推進協議会～

男性同士で家庭料理の基礎を身につけて、自分自身で『作る喜び』を味わってみませんか？初めての人も気軽に参加ください。



■日時

8月30日（金）

午前9時30分～午後0時30分

■場所

西田布施公民館

■持参物

材料費500円、エプロン、三角巾、筆記用具、マスク

※実習中はマスクの着用をお願いします。

■対象者

田布施町在住の男性

■申込期限

8月26日（月）

■申込み・問合せ先

保健センター

☎ 52・4999

今年度も『たぶせ敬老イベント』を支援します

高齢者が参加しやすい敬老イベントの開催をしませんか。既存の団体や、町民のグループによる自主的な企画で、地域の皆さんと高齢者がお互いに支え合い、つながりを深める敬老イベントを町が支援します。

■対象となるイベント

10～30人程度の参加対象者（75歳以上）を招いた敬老イベント

※参加対象者とは田布施町住民基本台帳に記載された9月1日現在で75歳以上の人

■敬老イベント実施期間

9月1日（日）～11月30日（土）

■助成内容（令和5年度から変更あり）

今年は、参加対象者の人数に2,500円を乗じた額を補助します。

※イベントに要する経費が上記の額を下回る場合は、その経費が補助金の額となります。

※参加対象者は1つのイベントへの参加に限ります。

■申請受付期間

8月1日～

■申請方法

健康保険課長寿支援係（1階⑦窓口）に備付けの『たぶせ敬老イベント事業補助金申請書および事業計画書（イベントの実施内容や日程、団体の代表者、参加予定者名簿など）』に必要事項を記入し提出してください。なお、申請書の様式は町のホームページにも掲載しています。詳しくはお問い合わせください。



■申請・問合せ先

健康保険課 長寿支援係 ☎ 52-5809

10月6日（日）開催！

『2024 サザンセト・ロングライド in やまぐち』参加者募集！



◇日時

10月6日（日）午前6時15分～順次スタート

◇発着地

アデリーホシパーク（柳井ウェルネスパーク）

◇募集人数／距離

- ・ロングライドコース 900人／125km
- ・ショートコース 200人／70km

◇申込締切 9月8日（日）

◇コース 柳井市と周防大島町、上関町、平生町、田布施町の4町を巡ります。

※ショートコースは周防大島町は通過しません。

◇参加費（消費税および傷害保険料を含む）

ロングライドコース 12,000円／ショートコース 8,000円

※申込後の取り消しや荒天に伴う大会中止などの場合、参加費は返金しません。

◇問合せ先 サザンセト・ロングライドinやまぐち実行委員会（柳井商工会議所）☎ 0820-22-3731

※参加資格などについての詳細は、大会公式ホームページ（上記QRコード）でご確認ください。



春に運動会を開催

5月25日（土）に田布施中学校、6月1日（土）に町内各小学校で春の運動会が開催され、みんながんばりました！



サークルスケッチ

■日 時 第1月曜日 午前9時30分～
 ■場 所 麻郷公民館
 ■代 表 者 山口綾子
 ■問合せ先 ☎52-2307 (古田)

『果て奈クラブ』 果てしない食欲に 果て奈と思いながら食を楽しむ

今日は何を作るの？お互いが持ち寄った食材を見ながら月1回のクラブは始まります。クラブの結成は料理教室で顔を合わせていた仲間からの声かけで、令和2年12月に、麻郷公民館で講座を開設しました。

食べ物に溢れている生活から少しでも日々の食材を見つめて、季節ごとの家にある身近な材料を使い『ハテナ』と思いつきながらこれと見まねで調理することから『果て奈』をクラブ名に名付けました。

時に失敗し、ある日は思っていたとおりの料理の仕上がりに喜んで、各自作ってみたい献立があれば来月の献立を確認して帰ります。

講師の人はいらっしやいませんが、会員手分けして本で調べたり、人に教えてもらったりして活動しています。会員のお互いに育った年代も環境も違いますが、甘いおやつに憧れた子どもの頃、親に作ってもらったおやつなどそれぞれ、家庭の味を持ち寄り、フードロスに少し役立つ



かなどの思いを持ち、お互いの知恵を出し合いながら、果てしない食欲に向かって楽しいひと時を過ごしています。

講座を開いて4年余りです。少人数で活動しておりますが、興味を持たれた人も、そうでない人も『ハテナ』と思い見学においでください。

第3次田布施町地域福祉計画策定委員の募集

＝令和6年度＝

田布施中学校同窓会 懇親会のご案内

田布施中学校同窓会事務局
 (田布施中学校内) ☎52-2138

◇日時

8月11日(日)
 午前11時～午後2時

◇会場 田布施町商工会館サリジエ

◇会費 4,000円(記念写真代含む)

前売券を用意しています。
 (当日、受付で支払うこともできます。)
 皆様のご出席をお待ちしています。

◇当番幹事

第12回(昭和45年3月)卒業生
 第22回(昭和55年3月)卒業生
 第32回(平成2年3月)卒業生
 第42回(平成12年3月)卒業生
 第52回(平成22年3月)卒業生

- 今年度(令和6年度)に第3次田布施町地域福祉計画を策定します。計画策定にあたり、幅広く意見をいただくため、次のとおり委員を募集します。
- ◇応募資格
 次の条件をすべて満たす人
 ・町内在住の人
 ・令和6年4月1日において18歳以上の人
 ・高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など地域福祉に熱意と識見を有する人
- ◇募集人数 1名
- ◇任期 9月1日～令和7年3月31日
- ◇応募期限 8月9日(金)

- ◇応募方法 町民福祉課福祉係に備付けの申込書を持参か郵送、FAX、メールのいずれかで申込む。
- ※応募申込書は町ホームページからもダウンロードできます。
- ◇選考について 応募申込書で審査し、8月下旬に本人に結果を連絡します。なお、応募申込書は返却しません。
- ◇提出・問合せ先
 町民福祉課福祉係(④番窓口)
 ☎52-5810
 FAX 52-5967
 E-mail fukushi@town.tabuse-yamaguchi.jp



『なんのサンドイッチ?』 たなか ひかる 著

2枚重ねてあるパン。上のパンから、白いものが2本ずついくつも飛び出して、カリカリコリコリという音がするよ。これ、なんのサンドイッチ? サンドイッチの中には意外なものが挟まっています…。めくる度に驚きがあふれる絵本。



『クスノキの女神』 東野 圭吾 著

神社に詩集を置かせてくれと頼んできた女子高生の佑紀奈には、玲斗だけが知る秘密があった…。不思議な力を持つクスノキと、その番人の元を訪れる人々の物語。シリーズ第2弾。



『介護のことになると 親子はなぜすれ違うのか?』 神戸 貴子 ほか 著

介護拒否、免許返納、家族介護など、よくある介護問題を抱える8家族の状況や悩みを漫画と会話文で紹介。直感的に望ましい行動をしたくなる『ナッジ』を用いたコミュニケーション術を解説する。



もう一冊。

イベント

おしゃべり箱おはなしの会

8月24日(土) 午前10時30分～
図書館 2F 講座室にて

8月の 休館日

毎週月曜日・祝日
月末整理日 31日(土)

間田布施図書館 ☎ 52-2288

HP <https://ilisod004.apsel.jp/tabuse-lib/>
E-mail library.tabuse@town.tabuse.yamaguchi.jp

児童	一般
モリのはなやさん ふくざわ ゆみこ	学童弁当 野上 優佳子
もぐちゃんのおさんぽ	パパの子育て応援BOOK
れつしやがとおります	ファザリング・ジャパン
妖怪オノマトペ	海を破る者
アナトールパリの空をとぶ	告白撃
ポール・ガルドン	教祖の作りかた
	当確師 正義の御旗
	ドクター・デスの再臨
	真梨 幸子
	中山 七里
	住野 よる
	今村 翔吾

金婚のご夫婦は お知らせください

今年、金婚を迎えるご夫婦に、田布施町社会福祉協議会から記念品を贈呈します。

◇対象者

昭和48年7月1日～昭和49年6月30日までの間に結婚し、7月1日現在で町内在住の人

◇申請方法

ご夫婦の氏名・住所・生年月日・婚姻年月日をお知らせください。

◇申請期間

8月16日(金)まで

◇申請・問合せ先

田布施町社会福祉協議会
☎ 53-1103

プール開きは7月23日(火)です

田布施町スポーツセンター内プールを次のとおり開放します。

◇期間

7月23日(火)～8月22日(木)

※台風や雷注意報が発令されたときや、雨天などによる水温低下の場合は、使用中止となります

◇開放時間

①午前11時～午前11時50分
②午後1時～午後1時50分
③午後2時～午後2時50分
④午後3時～午後3時50分

料金表(1時間あたり)

・高校生以上 160円
・中学生以下 80円
・3歳未満 無料
町外在住者は上記の2倍の額となります。

※使用中止となった場合
・開放時間の30分未満は1時間分の料金の返金
・開放時間の30分以上は1時間分の料金を徴収

◇問合せ先

TAIKOスポーツセンター
田布施
☎ 52-3832

◇休館日

毎週月曜日
※一般開放中止の場合は、前日までにプール入口に掲示します。

子育て支援センター 『おんとも』

問たぶせ保育園 ☎53-1012

『子育て支援センターおんとも』は、子育てサークルの開催や育児相談など子育て家庭へのいろいろな支援を行っています。

■赤ちゃんサロン 午前10時～正午

【はいはい】 あんよができるまでの赤ちゃん対象

【よちよち】 あんよが上手にできる未就園児対象

【わくわく】 よちよち、はいはい全員対象

＜8月行事＞

■施設開放 全員対象(令和3年4月2日以降生まれ)

午前9時～午後3時30分

(昼休み 午後0時15分～午後1時15分)

土曜日 午前9時～午後0時15分

■調理実習

◇開催日時 8月20日(火) 午前10時30分～

◇はいはい対象 限定5組(要予約)

※予約は7月30日(火)から『おんとも』
で受付けます。

詳細は『おんとも』に問い合わせるか
Instagramでご確認ください。

■お盆休み(施設開放・おむつ定期便)

8月13日(火)～8月15日(木)

月	火	水	木	金	土
			1 よちよち 製作あそび プールあそび	2 開放	3 開放
5 開放	6 はいはい 水あそび 身体測定 ティータイム	7 開放	8 よちよち プールあそび 身体測定 ティータイム	9 開放	10 開放
12 開放	13 はいはい 調理実習	14 開放	15 よちよち プールあそび	16 開放	17 開放
19 開放	20 はいはい 調理実習	21 開放	22 よちよち プールあそび	23 わくわく 誕生会	24 開放
26 開放	27 はいはい 水あそび	28 開放	29 よちよち プールあそび	30 開放	31 開放



ご芳志

問社会福祉協議会

☎53・1103

(4月9日～5月20日受付分)

*社会福祉事業へ

浄泉寺仏教婦人会

匿名2件

*春の展示即売会の売上を

千草会

*ご芳志

西田布施 東南哲夫 母 ミチ子

長合 山本恵美子 義姉 富子

*子ども食堂へ

田布施地域交流館 食材

新玉ねぎ 匿名2件

*紙オムツ 匿名1件

(5月21日～6月14日受付分)

*社会福祉事業へ

匿名2件

*ご芳志

柳井市 重村裕子 父 安平昭治

竹重 時廣浩二 父 誠

*子ども食堂へ

田布施地域交流館 食材

玄米 40kg

長合 秋本哲男

柳井警察署だより

問柳井警察署 ☎23-0110



theme

警察官採用試験(第2回)

警察事務職員試験を実施します

■警察官(A)採用試験(第2回)

◇第1次試験 9月22日(日)

◇対象者

- ・平成3年4月2日以降に生まれた人
- ・四年制以上の大学を卒業または令和7年3月31日までに卒業見込みの人

■警察官(B)採用試験(第2回)

◇第1次試験 9月22日(日)

◇対象者

- ・平成3年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた人

- ・警察官(A)に該当しない人

※大学に在籍している人は除く。

■警察事務職員(高校卒業程度)

◇第1次試験 9月29日(日)

◇対象者

- ・平成15年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた人

■申込方法

原則、電子申請のみ

■申込受付期間

8月13日(火)まで

■問合せ先

- ・柳井警察署 ☎0820-23-0110

- ・採用フリーダイヤル ☎0120-314-290

お知らせ

【教育チャイムを鳴らします】

7月20日(土)～8月31日(土)
午前10時に教育チャイム、午後6時に町のミュージックチャイムを鳴らします。児童・生徒の皆さん、規則正しい生活を送りましょう。

◇問合せ先 学校教育課
☎52・5812

【終戦の日にサイレンを吹鳴します】

先の戦争で亡くなられた方々のご冥福と世界平和を祈り、黙とうをお願いします。

※気象状況などにより、予告なく吹鳴を中止する場合があります。

◇日時 8月15日(木)正午
◇問合せ先 総務課総務係
☎52・5802

【『子どもの人権110番』強化週間】

山口地方法務局および山口県人権擁護委員連合会では、学校における『いじめ』や家庭内での

児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな問題や悩みについて、『子どもの人権110番』による電話相談を受けています。強化週間中はSNS(LINE)を含め、受付時間を拡大して相談を受付けます。子どもだけではなく、大人も利用できます。

一人で悩んでいませんか？

相談内容の秘密は守ります。どんな小さなことでも悩みを聞かせてください。

◇通常相談受付時間(平日のみ)
午前8時30分～午後5時15分

◇強化週間

8月21日(水)～8月27日(火)
・平日 午前8時30分～午後7時
・土日 午前10時～午後5時

◇相談先

こどもの人権110番

☎0120・007・110

◇問合せ先

山口地方法務局人権擁護課

☎753・8577

山口市中河原町6・16
☎083・922・2295



【就学義務猶予免除者などの中学校卒業程度認定試験】

この試験は、病気など、やむを得ない事由により、就学義務を猶予または免除された人などにに対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行うもので、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

◇試験期日 10月17日(木)

◇試験場所 山口県庁

(山口市滝町1番1号)

◇試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

◇願書受付期間

8月30日(金)まで

◇問合せ先 山口県教育庁義務教育課地域支援・人事班
☎083・933・4595

【水辺の活動を安全に楽しむために】

夏に向けて川遊びや海水浴など水辺で遊ぶ機会が増えるとともに、水辺の事故が多発する時期を迎えます。水辺の活動を安全に楽しむために、次のことに気をつけましょう。

・遊ぶ前に『天気予報の確認』
・遊ぶときは『ライフジャケットを着よう』

・遊ぶときは『一人で行かない』
・溺れている人がいたら『飛び込まず助けを呼ぼう』

・水に落ちたら『慌てず、浮いて助けを待とう』

◇問合せ先

社会教育課社会体育係(田布施町B&G海洋センター)

☎52・3832

【海の事故ゼロキャンペーン】

7月15日(月)『海の日』・7月16日(火)～31日(水)の間『海の事故ゼロキャンペーン』海難ゼロへの願いを、実施します。みんなで安全に海を満喫しましょう。

◇海の事件・事故は118番

◇海に行く前に必要な情報を確認しましょう

左記のQRコードを読み取ると『ウォーターセーフティガイド』にアクセスできます。



以下は広告スペースです。「広報たおせ」に掲載している内容とは関係ありません。



株式会社 サンピット

車のことならなんでもご相談ください。見積無料

家庭用灯油の他、工場や船舶の軽油・A重油の配送を承っております。アドブルーの製造、販売、配送も行っておりますので、ご連絡ください。

TEL 0820-52-5301

アドブルーのことなら
TEL 0820-26-4110 (アドブルー事業部)

配送のことなら
TEL 0820-26-4170 (配送センター)

営業時間: 7:00～19:00 定休日: 日曜日

熊毛郡田布施町大字波野2200-7

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

カー用品の店
ジェームス188田布施店 併設

TEL. (0820) **55-5011**

(株) 大島商会

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
http://www.ap-oshima.com

O SHIMA
— SYOUKAI —
Mobility Service

◇問合せ先

徳山海上保安部交通課

☎0834・31・0112

【サマージャンボ宝くじ】

宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

◇サマージャンボ宝くじ

・1等 5億円×24本

・前後賞各 1億円×48本

※発売総額720億円(24ユニットの場合)

◇サマージャンボミニ

・1等 3,000万円×70本

・前後賞各 1,000万円

×140本

※発売総額210億円(7ユニットの場合)

◇発売期間 8月8日(木)まで

◇抽せん日 8月23日(金)

◇問合せ先

(公財)山口県市町村振興協会

☎083・925・6612

◇日時 8月23日(金)

◇問合せ先

(公財)山口県市町村振興協会

☎083・925・6612

◇日時 8月23日(金)

◇問合せ先

(公財)山口県市町村振興協会

☎083・925・6612

車内事故防止に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

・走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。

・お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから、席をお立ち願います。

・走行中やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。お立ちになってご利用いただく場合には、つり革や握り棒にしっかりとつかまってください。

◇問合せ先

山口県バス協会

☎083・922・5031

募 集

◇日時 8月23日(金)

◇問合せ先

(公財)山口県市町村振興協会

☎083・925・6612

◇日時 8月23日(金)

◇問合せ先

(公財)山口県市町村振興協会

☎083・925・6612

◇日時 8月23日(金)

◇問合せ先

(公財)山口県市町村振興協会

☎083・925・6612

◇場所 柳井クルーズホテル

◇対象者

①一般求職者(パート含む)

②学生(令和7年3月卒業予定の人)

※②は大学、短大、高専、専修学校などの人に限る。

◇参加費 無料

◇参加企業

7月中旬頃に柳井市ホームページに掲載予定です。

◇問合せ先

柳井地区広域行政連絡協議会

(柳井市役所内)

☎22・2111(内線369)

【『里親カフェ』を開催します】

『里親』ってなあに? 単身OK? 週末だけの短期OK? 里親さんの体験談など聞きながら、気軽に色々とお話してみませんか。どなたでもご参加いただけます。

◇日時 8月28日(水)

◇問合せ先

(田布施地域交流館)

☎083・928・2501

◇日時 8月28日(水)

◇問合せ先

(田布施地域交流館)

☎083・928・2501

◇日時 8月28日(水)

◇問合せ先

(田布施地域交流館)

センターれりーふ

☎0835・28・8776

E-mail foster@relief-

kaihoku.com

【放送大学山口学習センター 入学生募集】

放送大学はインターネットやテレビによって学ぶことができる通信制大学です。多彩な放送授業が約300科目あり、好きな科目を1科目から選択できます。この機会に生涯学習として、また自身のキャリアアップ、資格取得を目指して学修してみませんか。学生同士の交流の場としても最適です。

◇10月入学出願受付

・第1回

8月31日(土)まで

・第2回

9月1日(日)～10日(火)

◇入学相談時間

午前9時30分～午後5時

(月曜日、祝日を除く)

※インターネットで『放送大学』を検索してください。

◇問合せ先

放送大学山口学習センター

☎083・928・2501

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

社会福祉法人 施福会

特別養護老人ホーム たぶせ苑

一緒に働きませんか?

職 員 募 集 中

募集内容:介護職員・看護職員、調理員等

※お気軽にお問い合わせください。

TEL0820-53-1294 (担当:平木)

熊毛郡田布施町大字宿井406番地

町の便利屋さん Benry TOTAL CONVENIENCE SERVICE

ベンリー柳井店

Instagramで作業事例が見られます▶

0120-058-871

晃和興産グループ 柳井市南町 4-4-1

試験

【光地区消防組合採用試験】

光地区消防組合職員採用試験の受験者を募集します。住民の安全と安心の確保に向け、意欲と情熱のある皆さんの申込みをお待ちしています。

◇試験日 9月22日(日)

◇試験会場

光地区消防組合消防本部

◇採用予定人員 3人程度

◇採用日

令和7年4月1日以降

◇受付期間

8月23日(金)まで

※受付期間内消印有効

※試験区分や試験内容などは、光地区消防組合にご連絡いただくか、ホームページを確認してください。



◇申込先・問合せ先

光地区消防組合消防本部総務課

〒743・0011

光市光井六丁目16番1号

☎0833・74・5601

【海上保安官募集】

①海上保安大学校学生【高等学校卒業程度】

②海上保安学校学生【高等学校卒業程度】

※①②どちらも令和7年4月入校です。

◇受験資格

海上保安庁ホームページで確認してください。



◇申込方法

インターネットから申込み。

◇受付期間

①海上保安大学校学生

8月22日(木)～9月4日(水)

②海上保安学校学生

7月16日(火)～7月25日(木)

※受付期間中に受信したものを有効とします。

◇第1次試験

①海上保安大学校学生

10月26日(土)および27日(日)

②海上保安学校学生

9月22日(日)

◇問合せ先 徳山海上保安部

☎0834・31・0111

【自衛官募集】

①一般曹候補生

②自衛官候補生

③航空学生(海・陸)

④防衛大学校学生(一般)

⑤防衛医科大学校(看護学科学学生)

◇応募資格

①② 18歳以上33歳未満

※32歳の方は採用予定月の末日現在33歳に達していない人

③海 18歳以上23歳未満

③陸 18歳以上24歳未満

④⑤ 18歳以上21歳未満

※③④⑤は高卒者または高専3

年次修了者(見込み含む)

◇受付期間

①9月3日(火)まで

②年間通じて実施

③9月5日(木)まで

④10月17日(木)まで

⑤10月2日(水)まで

※詳細はホームページから確認してください。



◇問合せ先 自衛隊山口地方協

力本部柳井地域事務所

☎22・8199

【山口県商工会など職員募集】

◇受験資格

・高卒以上37歳未満(令和7年4月1日現在)

※長期勤続によるキャリア形成のため

・普通自動車免許所持者(AT車可)

◇採用時期・勤務場所

・令和7年4月1日採用予定

・山口県内商工会(20地域)の

いずれかに出向

◇申込方法 履歴書、普通自動車免許(写)を山口県商工会

連合会へ郵送または持参する。

◇申込締切

9月2日(月)必着

※試験日や試験内容などの詳細は、ホームページから確認してください。



◇問合せ先 山口県商工会連合

会総務部人事課

〒753・0074

山口市中央4丁目5番16号

(山口県商工会館3階)

☎083・925・8888

お詫びと訂正

広報たぶせ令和6年6月7日号8ページ『田布施町の歯科健診について』内の『対象者(40歳～70歳の人)』の生年月日の記載に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

◇誤

昭和28年4月2日～昭和58年4月1日生まれ

◇正

昭和28年4月2日～昭和59年4月1日生まれ

講習・講座

〔岩国短期大学〕

生涯学習公開講座

■対象

原則として20歳以上の人

■期間(各講座全10回)

10月3日(木)～令和7年1月6日(月)

■場所

岩国短期大学

■料金

1講座につき7,000円

■募集期間

8月1日(木)～15日(木)

※応募者多数の場合は抽選です。

※受講希望者が10人未満の場合には開講できないことがあります。

◇楽しいピアノピアノはじめ

でも大丈夫！(入門編)

・日時 指定する月曜日の午後6時～午後7時30分

・定員 15人

・講師 赤川優子氏

◇アメリカ文化講座～英語で楽しむアメリカンカルチャー～

・日時 指定する月曜日の午後6時30分～午後8時

・定員 15人

・講師 浜桐陽子氏

◇初心者のためのピアノ講座

～オトナピアノ～

・日時 指定する木曜日の午後6時～午後7時30分

・定員 18人

・講師 井上美佳氏

■申込方法

・往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、希望講座名を記入し、返信用はがきにも住所、氏名を記入する。

・郵送または持参する。

※1枚につき1講座を記入してください。

■申込み・問合せ先

岩国短期大学総務課

〒740-0032

岩国市尾津町二丁目24・18

☎0827・31・8141

〔大島商船高等専門学校〕

公開講座のお知らせ

大島商船高等専門学校では、様々な分野の公開講座を開催しています。公開講座の詳細は、大島商船高等専門学校のホームページで確認してください。

※講座によって、受講料・申込期限が異なります。

◇講座名(対象・定員)

・ハングル語学堂(一般・先着8人)

・もの作り体験講座・電池とモーターで動く・(小学校高学年・中学生・先着8人)

・ブレットボードを使ってLEDの仕組みを理解しよう！(小学校4年生・中学生・先着8人)

・マイクロビットでプログラミング入門！Withコンピュータ部(小学校5年生・中学生・先着6人)

・ドローン操作体験(小学校4年生・中学生・先着5人)

・ドローンプログラミング体験(高校生以上・先着5人)

・電子回路で遊んでみよう！(小学生4年生以上・先着5人)

◇問合せ先

大島商船高等専門学校総務課 企画係

☎0820・74・5521



納期限内に納付しましょう

※税と保険料について、メール配信サービスで納期限をお知らせします。カレンダーのページのQRコードから、『町からのお知らせ』のご登録をお願いします。

今月の納期限

7月31日(水)

◇固定資産税・都市計画税 (2期)

◇国民健康保険税・介護保険料

後期高齢者医療保険料 (1期)

◇保育所保育料・児童クラブ保育料 (7月分)

◇町営住宅使用料・駐車場使用料 (7月分)

◇下水道受益者負担金 (1期・全期・1年)

※やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人は、担当窓口にご相談ください。

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税務課 ☎52-5804

国民健康保険税
介護保険料・後期高齢者医療保険料
……………健康保険課 ☎52-5809

保育所保育料および児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎52-5810

町営住宅使用料および駐車場使用料
……………建設課 ☎52-5807

下水道受益者負担金
……………建設課 ☎52-5817

人口と世帯

(6月1日現在)



…人口…

14,179人

(増減-16人)

…男…

6,806人

…女…

7,373人

…世帯…

6,919世帯

8月のカレンダー

省略文字

- 保セ：保健センター
- 麻公：麻郷公民館
- いきいき：高齢者いきいき館
- 西公：西田布施公民館
- 城公：城南公民館
- 麻福：麻郷福祉会館
- 東公：東田布施公民館
- 里公：麻里府公民館
- 中学：田布施中学校

1 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(城公) ■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)	16 (金)	
2 (金)		17 (土)	①子ども食堂『らぶちゃん』 11:00～12:30(西公) ②ら・ら・ら みんな食堂 11:30～15:00(ゆうなんこども家庭支援センター)
3 (土)		18 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(浜城・防災センター)
4 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域交流館駐車場)	19 (月)	【心】
5 (月)	■妊婦相談・育児相談 10:00～12:00(保セ) 【心】	20 (火)	
6 (火)		21 (水)	■ちびっこ広場(要予約) 10:00～11:30(保セ) 【法】
7 (水)		22 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(いきいき)
8 (木)	■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)	23 (金)	■健康・栄養相談(要予約) 10:00～11:30(保セ)
9 (金)		24 (土)	③中高生カフェ ポコ・ア・ポコ 11:00～16:00(保セ)
10 (土)		25 (日)	■詩情公園クリーンアップデー 8:00～(地域交流館裏)
11 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(麻公)	26 (月)	【困】
12 (月)		27 (火)	
13 (火)		28 (水)	■こころの相談(要予約) 13:30～15:00(保セ)
14 (水)		29 (木)	■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)
15 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(里公) ■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)	30 (金)	■男性の料理教室(要予約) 9:30～12:30(西公)
		31 (土)	

◇各種相談、ちびっこ広場の問合せ先

保健センター ☎52-4999

◇『子ども食堂』問合せ先 ※『たぶせみんなの食堂』は、8月はお休みです。

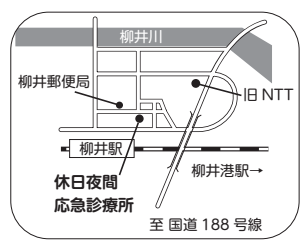
- ①田布施町社会福祉協議会 ☎53-1103
- ②・③ゆうなんこども家庭支援センター『ポコ・ア・ポコ』 ☎0820-56-7300

休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-10-17)

◇連絡先(診療時間内)

☎22-9001



区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日	9:00～12:00
	盆(8月15日)	(受付 11:30まで)
	年末年始(12月30日～1月3日)	13:00～17:00 (受付 16:30まで)
	※夜間診療はありません。	
平日 夜間	月～金曜日	19:00～22:00
	※土曜日の診療はありません。(受付 21:30まで)	

【困】 困りごと相談
日時 8月26日(月)
10:00～15:00
場所 役場会議室棟A
問 町民福祉課
☎52-5811

【心】 心配ごと相談
日時 毎週月曜日
10:00～11:00
(祝日・困りごと相談日除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎53-1103

**田布施町
メール配信サービス**
QRコードを
読み取り、手
順に沿ってご
登録ください。

【法】 弁護士無料法律相談
日時 8月21日(水)
9:00～12:00
場所 役場会議室棟A
問 町民福祉課 ☎52-5811
※電話による完全予約制(先着順)

『QRコード』は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。